

セッションF「社会思想におけるリプロダクション：フランス啓蒙期の女性論」報告書

世話人：後藤浩子（法政大学）

報告者：ファヨル入江容子（甲南大学）・後藤浩子

討論者：横田祐美子（立命館大学・非会員）、梅垣千尋（青山学院大学）

第一報告：ファヨル入江容子「18 世紀フランスにおける「女性の健康」としての「母性」概念の登場——エルザ・ドルラン『人種の母胎』を手がかりにして」

第二報告：後藤浩子「情操形成における「他者」の役割：保育者と女性市民」

第一報告では、ドルランの研究を踏まえ、①17 世紀までに解剖学というより生理学と病理学に基づく気質説によって女性の身体が病理化され、とりわけ「子宮の窒息」＝ヒステリーと「子宮の異常興奮」＝ニンフォマニアという女性の二大疾患の類型が作られ、②16 世紀半ばから 17 世紀末にかけて産婆の排除と助産婦の制度化の実施に伴い、男性医療従事者が出産の世界に介入したことにより「妊娠・出産 maternité」が女性疾病としてみなされたが、③18 世紀半ば、出生主義政策の開始を転換点として、妊娠・出産は病気ではなく務めや労働の範疇で女性の健康の証として捉え直され、男性中心主義的なシステムの一部として組み込まれたこと、が述べられた。①の論点は、中世から 17 世紀までヨーロッパで影響力を持ったガレノスの身体観を解剖学的「ワンセックス・モデル」と見なし、18 世紀啓蒙時代に性差に男女の生物学的基盤を与える「ツーセックスモデル」が登場したとする T・ラカーの説の批判である。また、ニンフォマニアが男性のような熱い気質をもつことで説明され、娼婦やアフリカ人女性に適用されたのに対し、18 世紀にヒステリーの意味は変容し、食習慣や習俗から生じる外因性の病であり、回復可能なものと見なされるようになった。こうして、気質の点から女性は階級別に分けられ、授乳を通して乳母の気質が伝わるのが警戒され、母に相応しい気質を持つ女性の母乳育児が推奨された。この結果、「妊娠・出産する一人の母」が誕生した。

第二報告では、グージュ、ロラン夫人、ソフィー・ド＝コンドルセ、ウルストンクラフトの思想を、次世代の人間の情操を形成する保育者としての女性市民の理念化、「母と協力者の革命的共和主義」の点から考察した。彼女達の思想は、1993 年 5 月末のジロンド派追放によって歴史から抹殺されたが、「母」の義務と徳の主張の果てに可視化された母権力を暗示しており、これを 19 世紀のミシュレやカーライルは Amazonian という言葉で表現した。報告の主要な論点は、①グージュの「女性の権利宣言」第 11 条での「母」概念の登場、②女性は母親となる可能性だけによって性別判明後、生存を許容され、出産し母となることを社会的に強要されるが、出産がもたらす身体的負担と弱体化は、感受性と情操の発達の契機となり、母とはいわば他者に開かれた存在の在り方であり、母子関係こそ人間間の紐帯の開始であり、社会を形成する土台だというロラン夫人の主張、③ゆりかごの依存関係における

共感から出発し、道徳原理、法論と正義論へと一貫して展開したソフィー・ド＝コンドルセ、自然の共感とそれを土台とする感受性と情操を育む者こそ母であり、女性達はその価値を尊重できない場合、彼女達の自然は「邪悪な継母」として認識されるにすぎなくなるという彼女の警告、④ウルストンクラフトの『女性の不当な待遇あるいはマライア』を、フランスでの経験を通して再構築された彼女の思想の結晶として評価する、というものであった。

第一報告に対しては、討論者から、①生殖＝再生産が国家から自由になる可能性、②「母」と「産むこと／産まないこと」という意思の関係、③生母と保育協力者との間の権力関係についての質問が出された。また、①ドルランの分析を報告者自身はどう評価するか、という質問と、ヒステリーの理解が「子宮の窒息」から「貴族や富裕層の女性たちの贅沢な食事法、生活習慣」に起因するものであり「母になるのに適した体質」の示唆というポジティブな意味を持つものになった背景には、想定される原因が子宮から神経線維へと変化し、この神経線維と感受性の強弱との関係が広く議論されるようになったことがあるのではないかと、という指摘があった。フロアからの質問として、女性たちのヒエラルキーの頂点に立つ健康な「母」の登場を、国民の身体＝総体 corps として国家と結びつけるのは、18世紀という時代を考えると性急な感じがする、断絶性があるまま各言説を再現することが重要ではないのかという指摘があった。

第二報告に対しては、18世紀後半に感受性論は英仏で男女を問わず普及したが、どのような論理で感受性が女性の権力と結びつくのか、という質問と、子を産む行為を通じて生じる母の権力の認識は、すでにトマス・ホッブズ『リヴァイヤサン』（1651年）第20章「父権的および専制的支配について」に見られ、そこではアマゾンの例にも言及があり、「もし契約がなければ、支配は母にある」と述べられていること、また『市民論』（1642年）第9章「子どもにたいする親の権利について、ならびに世襲王権について」でも同様の議論があり、古くから父子の嫡出関係の危うさが認識されていたとすれば、そこから生まれる「母権力」への恐れが1793年に暴力的なかたちをとったことをどう説明すべきか、という質問がなされた。

今回のセッションでは、上記の質問やコメントに対して十分に応答する時間をとれなかったため、応答については報告書に記載しない。